

#### **4) 仔分 (定率型) 預託契約書**



## 仔分（定率型）預託契約書

繁殖牝馬所有者\_\_\_\_\_（以下甲という）と受託者\_\_\_\_\_（以下乙という）とは下記表示の繁殖牝馬（以下本件繁殖牝馬という）の仔分預託契約を締結し、その証として本書を2通作成し、各々1通宛所持する。

### 繁殖牝馬の表示

馬名	品種	毛色	生年月日	血統	摘要
	サラ			父	
				母	

※本件繁殖牝馬の繁殖登録証明書は（甲、乙）が保管するものとする。

### （契約の目的）

第1条 甲は、本件繁殖牝馬を仔分けによる産駒生産目的のためその飼養管理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

### （預託期間）

第2条 預託期間は平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から、平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までとする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれから何ら申出なきときは、本契約は従前と同一の条件で更新されたものとする。

3 甲は、本件繁殖牝馬が第5条にしたがって乙に帰属する産駒を出産していない間は、更新を拒絶できないものとする。

ただし、甲にやむを得ない事由があれば本条6項記(2)、(3)に定める倍額を乙に対して支払ったときは更新を拒絶できるものとする。

4 甲または乙は、やむを得ない事由がなければ預託期間内に本契約を解約できない。

5 やむを得ない事由があるときは、1ヶ月の猶予期間をもって解約することができる。

6 甲がやむを得ない事由に基づき本契約を解約するときは、下記の金員の合計額を支払わなければならない。

記

- (1) 産駒があるときは 金\_\_\_\_\_円  
(2) 本件繁殖牝馬が受胎しているときは 金\_\_\_\_\_円  
(3) 本件繁殖牝馬が受胎していないときは第8条に定める金員相当額  
金\_\_\_\_\_円

(乙の注意義務)

第 3 条 乙は、本件繁殖牝馬および産駒について善良なる管理者の注意をもって飼養管理をする。

(配合の決定)

第 4 条 本件繁殖牝馬に対する種牡馬の選定は、甲、乙協議のうえ行うものとする。  
2 種付料は甲の負担とする。(これと異なる合意ある場合\_\_\_\_\_)

(産駒の所有権)

第 5 条 甲と乙は、産駒の所有権は第6条に定める割合による両者の共有であることを確認する。

(産駒の分収率)

第 6 条 甲と乙は、産駒を第三者に販売し、その販売額から販売に要した費用を控除した残額を甲\_\_\_\_\_％、乙\_\_\_\_\_％の割合で配分する。

(産駒の販売)

第 7 条 甲と乙は、産駒の販売時期、販売方法（庭先または市場）および最低販売価格を協議し決定する。

(販売時期と方法を予め合意したときはこれを記載すること

販売時期 \_\_\_\_\_才\_\_\_\_\_月、販売方法\_\_\_\_\_)

2 前項の合意に従って、乙において産駒の販売を行なうものとする。

(保険加入)

第 13 条 本件繁殖牝馬および産駒の事故による損害を補填するため、甲、乙協議のうえ保険に加入するものとする。

(管轄裁判所)

第 14 条 甲と乙は、本契約により生ずる権利義務に関する訴訟については、札幌地方裁判所を管轄裁判所とすることに予め合意する。

(契約事項以外の協議)

第 15 条 本契約に定めのない事項については、その都度甲、乙協議のうえ円満に処理するものとする。

(特約条項) (本条の特約がある場合には特約の定め有に○印をつけること。特約の定め有)

第 16 条 甲は乙に対し、本件繁殖牝馬の所有権を（譲渡の時期を記載すること \_\_\_\_\_）無償で譲渡する。

平成 年 月 日

甲 委託者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
TEL \_\_\_\_\_

乙 受託者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
TEL \_\_\_\_\_

立会人 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
TEL \_\_\_\_\_

